

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、次の施設基準に適合するものとして厚生労働大臣（近畿厚生局）に届出を行っている保険医療機関です。（医療機関コード：１６０３３４６）

令和８年６月１日現在

1. 入院基本料について

- A 病棟（２・３階）療養病棟入院基本料１（５８床）

※うち地域包括ケア入院医療管理料（３０床）

当病棟では、

入院患者１３人に対し１人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

入院患者２０人に対し１人以上の看護補助者を配置しています。

１日に１３人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と７人以上の看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員１人あたりの受け持ち入院患者数
８：３０～１７：００	６人以内
１７：００～翌８：３０	２９人以内

- B 病棟（４・５階）療養病棟入院基本料１（５８床）

当病棟では、

入院患者２０人に対し１人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。

入院患者２０人に対し１人以上の看護補助者を配置しています。

１日に９人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と９人以上の看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員１人あたりの受け持ち入院患者数
８：３０～１７：００	１０人以内
１７：００～翌８：３０	２９人以内

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、入院した日から７日以内に文書でお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準を満たしております。

3. 入院時食事療養及び生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食 8:00・昼食 12:00・夕食 18:00)に適温で提供しています。

4. 基本診療料について

診療録管理体制加算1	(診療録1) 第46号
電子的診療情報連携体制加算1	(入院DX1) 第44号
電子的診療情報連携体制加算2	(外来DX2) 第1870号
療養病棟療養環境加算2	(療養2) 第29号
口腔管理連携加算	(口腔管) 第85号
医療安全対策加算2	(医療安全2) 第100344号
感染対策向上加算3	(感染対策3) 第49号
病棟薬剤業務実施加算2	(病棟薬2) 第292号
データ提出加算2・4	(データ提) 第278号
入退院支援加算	(入退支) 第464号
認知症ケア加算3	(認ケア) 第246号
機能強化加算	(機能強化) 第3034号

5. 特掲診療料について

在宅療養支援病院	(支援病2) 第82号
在宅時医学管理料	(在医総管) 第103113号
在宅がん医療総合診療料	(在総) 第102672号
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ) 第325号
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ) 第100419号
呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)	(呼Ⅰ) 第100314号
薬剤管理指導料	(薬) 第226号
CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第101080号
ストーマ合併症加算	(スト合) 第28号
胃瘻造設術	(胃瘻造) 第316号
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥) 第179号
がん治療連携指導	(がん指) 第2693号
入院ベースアップ評価料52	(入ベ52) 第21号
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベⅠ注) 第5098号
継続的に賃上げに係る取組を実施している	(入減免) 第447号
保険医療機関の基準	
患者救急連携搬送料2	(救急搬) 第126号

6. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。

ご家族の方等、代理人が会計を行う場合、代理人の方に明細書を発行します。代理人の方への明細書の発行を含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へお申し付けください。

7. 院内感染防止について

当院では、医療関連感染予防策を全員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう努めています。

(1) 医療関連感染予防のための組織

- ・感染対策委員会、感染制御チーム(以下ICTという)感染対策委員会議を設置して組織的な対応と教育・啓蒙活動を行います。
- ・医療関連感染の実質的活動を行う。ICTは、月1回の定例会議を開催、院内感染対策基準や見直し、週1回程度の院内巡視、抗菌薬適正使用の推進、基準の遵守状況確認など医療関連感染防止のために活動します。

(2) 職員研修

- ・全職員を対象とした学習会を年2回開催し、職員の知識・技術の向上を図ります。

(3) 患者様・ご家族への情報提供と説明

- ・当院の「感染対策指針」は病院にて閲覧できるようにしています。
- ・ポスターを作成して注意喚起をしています。

(4) 他の医療機関との連携

- ・当院は北野病院と連携し、相互に院内の感染対策予防について評価しています。
- ・必要に応じて管轄保健所や感染防止対策地域連携病院(北野病院)に助言を求めるなどを図っています。

8. 医療安全管理指針について

医療の場では医療従事者の不注意が、単独あるいは重複したことによって医療上望ましくない自体を引き起こし、患者の安全を損なう結果となりかねます。患者さんの安全を確保するためには、われわれ医療従事者の不断努力が求められます。さらに、日常診療、看護・介護の過程にいくつかのチェックポイントを設けるなどにより、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故という形で患者さんに実害を及ぼすことのないような仕組みを構築することも重要であると考えます。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故を無くし、患者さんが安心して安全な医療・介護を受けられる環境を整えることを目標とします。当院においては院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者さんの安全を確保しつつ必要な医療・介護を提供していくものとし全職員の積極的な取り組みを要請します。

9. 保険外負担について

当院では、個室使用料、証明書、診断書などにつきましては、その利用に応じた実費の費用をお願いしています。（別掲：保険外負担 料金表）

10. 病院職員などの負担の軽減及び処遇の改善について

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のための下記項目について継続的に取り組みを行っています。

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇に関する責任者
院 長 三好 新一郎 看護部長 寺島 由美子
- (2) 看護職員の勤務状況の管理
勤務時間
 - ① 勤務時間は 37.5 時間
 - ② 連続勤務 5 日以内
 - ③ 勤務状況の把握:有給取得率、時間外業務の把握夜勤勤務
 - ① 2交代性の夜勤明けの翌日は原則休み
 - ② 夜勤回数6回以内／月（個人の希望に配慮）
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会および会議
衛生委員会（1回／月） 病院運営会議（1回／月）
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定、年に1回の見直し、職員への周知（院内掲示板に掲示）
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
ホームページ上で公開
看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組方針
 - ・看護職員の確保
 - ・業務量の調整
 - ・就業規則に則り、多様な勤務形態の導入
 - ・看護と多職種による業務分担
 - ・労働環境面への配慮

11. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制加算について、下記項目の対応を実施しています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) オンライン資格確認の医療情報を活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- (5) 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を提供できるよう、情報の取得・活用して診療を行っています。

12. 口腔管理連携加算について

下記の歯科医療機関と連携体制を構築し、口腔状態に係る課題があり歯科受診を要すると医師等が判断した場合に、訪問診療を実施しています。

連携歯科医療機関： かしわせ歯科クリニック

13. 在宅医療DX情報活用加算について

当院では、在宅医療DX情報活用加算について、下記項目の対応を実施しています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等の医療情報を活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- (5) 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を提供できるよう、情報の取得・活用して診療を行っています。

14. 一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした 一般名処方 を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

15. 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で 長期収載品 を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の2分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

16. 初診時の機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として以下の取組を行っています。

- ・ 他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・ 介護、保健、福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・ 夜間、休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

17. 生活習慣病管理料における 28 日以上長期の処方、リフィル処方について

生活習慣病など慢性疾患の患者さんで症状が安定している方に、「28 日以上長期の処方」、「リフィル処方箋を発行」を行うことができます。

※リフィル処方箋とは

症状が安定している患者さんを対象に、処方箋を発行した医師と薬剤師が適切に連携するなかで、一定期間内に「指定された回数(最大3回)」使用できる処方箋です

18. 情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療を行うにつき、下記項目の対応を実施しています。

- (1) 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行います。
- (2) 情報通信機器を用いた診療において初診時に向精神薬の処方はいりません。
- (3) 必要に応じて対面診療をご案内します。
- (4) 必要に応じて医療機関と連携し、専門医・専門医療機関を紹介します。

19. その他

当院の敷地内は全面禁煙となっております。

2026年6月1日

医療法人甲聖会 甲聖会記念病院
病院長 三好 新一郎